

議案第120号

湯梨浜町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

湯梨浜町特別医療費助成条例（平成16年湯梨浜町条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成) 第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 別表第4号から第5号までに掲げる者については、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額 <u>(4) 別表第6号に掲げる者については、医療費の全額</u></p> <p>別表(第2条、第3条関係) (1)～(4) 略 (5) 配偶者のない女子(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養している者のうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)</p> <p>(6) <u>児童</u></p>	<p>(助成) 第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 別表第4号から第6号までに掲げる者については、医療費から一部負担金の額に相当する額を控除した額</p> <p>別表(第2条、第3条関係) (1)～(4) 略 (5) 配偶者のない女子(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養している者のうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童 (6) <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の湯梨浜町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。